

女性働き手創出支援事業 企画提案書募集要項

1 事業目的

国の調査によれば、出産を機に離職する女性は減少しているものの、2021年時点でも、第1子出産前に就業していた女性の約3割が出産後に離職し、一度離職すると、育児期の空白により再就職が難しい現状がある。

また、女性の正規雇用比率は「25～29歳」をピークに低下し、30代、40代などは、非正規雇用が中心となる「L字カーブ」が新たな課題となっている。

そこで、出産・育児等を機に離職した女性を対象として、就業やキャリアアップに対する意識を高めるとともに、再就職及び正規雇用化を支援し、女性の労働参加を促進する。

2 事業の内容（詳細は、別添1仕様書を参照してください。）

(1) 職場復帰・再就職準備セミナー業務

働き方に悩む女性等を対象に、キャリアパスの描き方やタイムスケジュールの組み方等についてのセミナーを実施するとともに、再就職を望む女性を対象に、自己理解や面接対策セミナー等の離職空白による再就職への不安を解消するためのセミナーを実施する。

(2) 職場実習・見学会業務

離職後の空白の不安を解消し、働く感覚を取り戻すため、職場実習・見学会を実施する。

(3) 就職説明会業務

再就職を希望する女性等を対象とした小規模な就職説明会を実施する。

(4) 女性正規雇用促進事業

子育て女性の正規雇用化を促進するため、セミナー及び就職説明会を実施する。

※(1)、(2)、(4)について、オンラインでも実施が可能な体制を整えること。

3 委託の方法

事業実施に当たっては企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された1者と、事業仕様及び契約金額を委託金額限度額の範囲内で協議したうえで、委託契約を締結します。

なお、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとします。

4 委託金額限度額

委託金額上限は10,811,464円（消費税及び地方消費税込み）とします。

なお、委託料の支払い方法は原則として精算払いとします。

ただし、事務の遂行に必要な場合は、資金計画に基づき、実情を勘案して契約金額の一部又は全部を概算払いにより支払うことができます。

また、契約保証金については、愛知県財務規則第129条の2の規定に基づき、契約金額に100分の10を乗じて得た額とします。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第129条の3第3号の規定に該当する場合は、全額免除とします。

5 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

6 応募資格

次の要件を全て満たす者

- (1) 愛知県内に事業所を有している法人又は法人以外の団体
- (2) 過去5年間（令和3年度から令和7年度の間）に類似事業を受託し、求職者への就労支援の履行実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4〈一般競争入札の参加者の資格〉の規定に該当しないこと。
- (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。
- (5) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を企画提案書の受付期間に受けていないこと。また、資格停止措置に準ずる行為を行っていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的とした団体、暴力団若しくは、暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。

7 応募方法等

(1) 説明会の開催

以下のとおり説明会を開催します。出席は応募の必須要件ではありませんが、応募を希望される方は可能な限り出席してください。

ア 日時

令和8年2月26日（木）午前10時から午前11時まで

イ 開催方法

オンライン（Microsoft Teams）

※オンライン参加にかかるURLは後日、電子メールでお知らせします。

ウ 参加申込方法

以下のとおり電子メールで行ってください。

- ・申込期限：令和8年2月25日（水）正午
- ・件名は「女性働き手創出支援事業説明会の参加申込み」としてください。
- ・本文中に次の1～3を記載してください。
 1. 貴社（団体）名（個人の場合は「個人」と記載してください。）
 2. 参加者氏名
 3. 連絡先（電話番号、電子メールアドレス）
- ・申込先：愛知県労働局労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループ
電子メール：rodofukushi@pref.aichi.lg.jp

エ その他

説明会において使用する募集要項及び仕様書、企画応募書等は各自御持参ください。

(2) 企画提案書等の提出

当事業の受託を希望される方は、別添2「企画提案書等作成要領」を参考に必要書類を作成し、持参、郵送（配達証明に限る。）又は宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）により提出してください。

ア 提出書類

- ・企画応募書（別紙様式1）、企画提案書
簡潔、明瞭に記載すること。

- ・経費積算内訳書
- ・応募者の概要が分かるもの（企業案内等）
- ・定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
- ・貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する会計書類（直近1年分）
- ・社会的価値の実現に資する取組に関する申告書・添付書類（別紙様式2）
- ・事業実施体制及び類似事業の受託実績（別紙様式3）
- ・納税証明書（国税、県税）

イ 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

ウ 提出仕様

A4判 縦置き横書き左綴じ（A3判を使用する時は3つ折りにすること）

エ 提出期限

令和8年3月5日（木）午後5時（必着）

※直接持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

※Eメール及びFAXによる応募は受け付けない。

※提出期限までに全ての必要書類の提出がない場合は受け付けない。

オ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁本庁舎2階
愛知県労働局労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループ

カ 情報公開の取扱い

提出のあった企画提案書については、次のとおり取り扱います。

- ・採用となった企画提案書について行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき開示する。
- ・不採用となった企画提案書について行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき、提案者の意見を踏まえた上で、県が対応について判断します。

キ その他

- ・企画提案に要する費用は応募者の負担とします。
- ・提出された書類は返却しません。

(3) 応募に関する問合せ先

愛知県労働局労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループ

担 当：吉田

所在地：名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電 話：052-954-6360（ダイヤルイン）

8 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出された企画提案書について、愛知県で書面審査により3案程度を選定した後、愛知県が設置する審査委員会において面接審査を行い選定します。審査委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問い合わせには応じられませんので御了承ください。

審査委員会では、企画提案書等の内容について1事業者15分間程度のプレゼンテーションを実施していただきます。時間、場所、留意事項等は、令和8年3月11日（水）ま

でに通知します。

(2) 審査基準

審査委員会においては、以下の項目等について評価し、総合的な審査を行います。

ア 事業の実施体制

- ・事業全体を通し、効果的に実施できる体制が整っているか。
- ・進行スケジュールは適切であるか

イ 事業の実施内容

(ア) 職場復帰・再就職準備セミナー業務

- ・開催時期、場所、時間、内容、回数等は適切であるか（オンラインへの対応方法を含む）
- ・本業務の目的に沿った能力・経験を有する講師を確保できるか
- ・参加者を適切かつ確実に募集し、確保できる見通しが立っているか

(イ) 職場実習・見学会業務

- ・開催時期、場所、時間、内容、回数等は適切であるか（オンラインへの対応方法を含む）
- ・本業務の目的に沿った受入企業等を確保できる見通しが立っているか
- ・参加者を適切かつ確実に募集し、確保できる見通しが立っているか

(ウ) 就職説明会業務

- ・開催時期、場所、時間、内容、回数等は適切であるか（オンラインへの対応方法を含む）
- ・本業務の目的に沿った参加企業等を確保できる見通しが立っているか
- ・参加者を適切かつ確実に募集し、確保できる見通しが立っているか

(エ) 女性正規雇用促進事業業務

- ・開催時期、時間、内容、回数等は適切であるか（オンラインへの対応方法を含む）
- ・本業務の目的に沿った能力・経験を有する講師を確保できるか
- ・本業務の目的に沿った参加企業等を確保できる見通しが立っているか
- ・参加者を適切かつ確実に募集し、確保できる見通しが立っているか

ウ 付加提案事業

- ・独創的で事業効果を高めることができる提案内容となっているか

エ 経費

- ・経費項目、金額は適切か

オ 過去の同種の事業実績等

- ・過去の類似実績から判断して、本事業を遂行できる能力が高いか

カ 社会的価値の実現に資する取組をしているか

- ・ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けているか
- ・自動車エコ事業所の認定を受けているか
- ・あいち生物多様性企業認証の取得をしているか
- ・障害者法定雇用率を達成しているか
- ・協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用があるか
- ・障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績があるか
- ・あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか
- ・女性の活躍促進宣言を提出しているか
- ・えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けているか
- ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録があるか

- ・あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか
 - ・くるみん認定（トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定を含む）を受けているか
 - ・愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けているか
 - ・愛知県「休み方改革」イニシアチブ「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」の実施をしているか
 - ・愛知県健康経営推進企業の登録があるか
- (3) 審査結果の通知
審査結果については、全提案者に対してメールで通知します。

9 質疑

本事業に関して質問がある場合には、以下により、質問書を提出してください。

- (1) 質問書の様式
任意様式による。
- (2) 提出期限
令和8年2月27日（金）午後5時（必着）
- (3) 提出方法
愛知県労働局労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループに電子メールで提出してください。件名は「女性働き手創出支援事業に関する質問」としてください。
電子メールアドレス：rodofukushi@pref.aichi.lg.jp
- (4) 質問への回答
令和8年3月2日（月）までに愛知県WEBサイトに掲載します。個別には回答しません。

10 スケジュール（予定）

- 令和8年2月26日（木） 説明会の開催
2月27日（金） 質問書の提出期限
3月2日（月） 質問書に対する回答の公表
3月5日（木） 企画提案書の提出期限
3月下旬 委託先の決定
4月上旬 契約

11 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業の経過内容全般を常に把握している担当者を置き、事業の円滑な実施のために、定期的に愛知県と連絡調整を行うこと。
- (2) 著作権を始め、本事業の成果物における一切の権利は、愛知県に帰属すること。
- (3) 委託事業に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (4) 受託者は、本事業の遂行に当たり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。
- (5) 本公募は、令和8年2月定例愛知県議会での令和8年度当初予算成立及び国の地方未来交付金の交付決定が前提となる。